

小金井市医療的ケア児コーディネーター配置事業実施要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、人工呼吸器を装着している児童その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある児童（重症心身障害児を含む。以下「医療的ケア児」という。）及びその家族が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉、教育、子育て等の各関連分野の支援を受けることができるよう、支援ニーズとサービスのコーディネート機能をする者（以下「コーディネーター」という。）を配置することにより、地域において安心して生活できる体制を整備することを目的とする。

（実施主体）

第2条 事業の実施主体は、小金井市（以下「市」という。）とする。ただし、適切な事業運営が確保できると認められる法人に、事業の全部又は一部を委託することができる。

2 前項の規定により事業の全部又は一部を受託する法人（以下「事業者」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たしていなければならない。

- (1) 市内において指定相談支援事業所を運営するとともに、医療的ケア児への支援の実績があること。
- (2) 相談支援専門員、保健師又は看護師の資格を有する常勤職員が複数名在籍していること。
- (3) 前号に掲げる者のうち1名以上は、東京都福祉保健局が実施する東京都医療的ケア児コーディネーター養成研修の修了者であること。

（支援対象）

第3条 支援の対象は、次の各号のいずれにも該当する在宅の者（以下「支援対象児」という。）及びその家族とする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 18歳未満の者
- (3) 日常生活において、別表に掲げる医療行為を必要とする者

2 前項の規定に関わらず、市と事業者が協議の上、支援が必要且つ可能であると認められる場合は支援の対象とすることができる。

（事業内容）

第4条 コーディネーターは、次に掲げる事業を実施するものとする。

- (1) 支援対象児の把握及び情報管理

- (2) 支援対象児及びその家族に対する相談支援
- (3) 医療機関又はサービス提供機関等への同行による手続支援
- (4) 通学、通園及び通所等に関する必要な調整支援
- (5) 通学、通園及び通所先その他関係機関等への助言及び指導
- (6) 市及び関係機関等による協議の場における情報提供及び意見提案
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市と事業者が協議の上、必要と認められる事業
(実施体制)

第5条 事業者は、小金井市の休日を定める条例（平成元年条例第7号）第1条に規定する休日を除き、前条に規定する事業を実施するコーディネーターを1日につき1名以上確保しなければならない。

（関係機関との連絡調整）

第6条 事業者は、保健、医療、福祉、教育、子育て等の各関連分野の関係機関等（市の関係部署を含む。）との密接な連絡調整に努め、連携して事業を行うものとする。

（支援対象児に係る情報の管理）

第7条 事業者は、第4条第1項に規定する情報及び同条第2項に規定する事業の実施記録について、小金井市個人情報保護条例（昭和63年条例第31号）に基づき適正に管理するとともに、支援対象児支援記録（様式第1号）を作成し、市の求めに応じ随時提出するものとする。

2 事業者は、前項に規定する支援対象児対応記録の作成に当たっては、その記載内容に関し、前条の規定に基づく連絡調整及び小金井市医療的ケア児支援連携推進協議会設置要綱（令和4年要綱第29号）第3条に規定する意見の交換等において共有することについて、医療的ケア児支援に係る個人情報の共有同意書（様式第2号）により事前に本人又はその保護者等の同意を得るとともに、その写し1部を市に提出するものとする。

3 事業者は、前2項に規定する書類について、当該支援対象児に対する支援が終了した日から起算して5年間を経過した日又は受託を終了した日のうちいずれか早い日まで保管し、その後は適切な方法により速やかに廃棄するものとする。

4 市は、第1項及び第2項に規定する書類について、当該支援対象児に対する支援が終了した日が属する年度の翌年から起算して5年間保存するものとする。

（留意事項）

第8条 事業者は、事業実施に当たって次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 事業所内において、支援対象児及びその家族等のプライバシーが守られるよう、十分に配慮すること。
- (2) 支援対象児及びその家族並びに関係機関等に分かりやすい窓口を設置し、その周知に努めること。
- (3) 研修等に積極的に参加し、事業実施に必要な専門性の向上に努めること。
- (4) 事業者は、この事業に係る経理と他の事業に係る経理とを明確に区分すること。

(守秘義務)

第9条 事業者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年 月 日から施行する。

別表（第3条関係）

人工呼吸器の管理（排痰補助装置の使用、非侵襲的陽圧換気療法及び経鼻的持続陽圧呼吸療法を含む。）
気管内挿管、気管切開の管理
鼻咽頭エアウェイの管理
酸素吸入
頻回な吸引（持続吸引を含む。）
ネブライザーの継続使用
中心静脈栄養法
経管栄養法（経鼻、胃ろう及び腸ろうを含む。）
持続経管注入ポンプの使用
インスリン注射
持続血糖測定
継続する透析（腹膜灌流を含む。）
定期導尿（カテーテル留置を含む。）
排便管理（摘便、洗腸及び浣腸を含む。）
ストマ（人工膀胱・人工肛門）管理

様式第1号（第7条関係）

（表）

支援対象児支援記録

		登録日		年	月	日	
基 本 情 報	支援対象児	管理番号					
		ふりがな 氏 名		生年月日		性別	
			年 月 日			
		住 所					
		小金井市 町					
		必要な医療的ケア			配慮すべき事項 (障害の有無・病歴・その他)		
	保 護 者 (複数登録可)	ふりがな 氏 名		続柄	緊急連絡先		
						
						
						
.....							

様式第2号（第7条関係）

医療的ケア児支援に係る個人情報共有同意書

年 月 日

（宛先） 小金井市長

住 所
氏 名

私は、下記の支援対象児に係る小金井市医療的ケア児コーディネーター配置事業実施要綱（令和5年要綱第 号、以下「実施要綱」という。）第7条に規定する支援対象児支援記録の記載内容について、実施要綱第6条に基づく連絡調整及び小金井市医療的ケア児支援連携推進協議会設置要綱（令和4年要綱第29号）第3条に規定する意見の交換等において共有することについて同意します。

記

支援対象児氏名		生年月日	
保護者氏名		続柄	
連絡先			

【事業者記入欄】

支援対象児支援記録管理番号	
---------------	--